

屋外広告物適正化キャンペーンの実施結果について

屋外広告物の適正化について意識啓発を図るため、国では、毎年9月1日から10日を「屋外広告物適正化旬間」として定めています。

これに合わせて、本市では、屋外広告物制度の普及促進を図り、違反広告物の是正や良好な景観形成に対する市民、企業等の意識啓発を推進するため、屋外広告物適正化キャンペーンを次のとおり実施しました。

【実施内容】

1 屋外広告物安全対策推進パトロール

- (1) 活動日時 平成30年9月4日(水)及び10月11日(木) 13:30～
- (2) 活動場所 多摩区向ヶ丘遊園駅周辺(区役所通り登栄会商店街振興組合、中和ビル商店会、民家園通り商店会)、多摩区役所
- (3) 活動内容

・第1部 屋外広告物安全点検セミナー(9月4日)

多摩区役所にて、「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」等の資料配布及び、パワーポイントを用いた業界(一般社団法人神奈川県広告美術協会)による屋外広告物の点検方法、点検ポイント等のアドバイスをを行いました。

・第2部 屋外広告物安全対策推進パトロール(10月11日)

屋外広告物の目視チェック及び安全点検のアドバイス、啓発チラシの配布を実施しました。

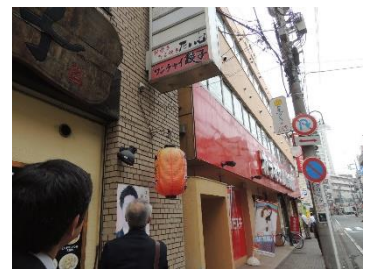
後日、指摘事項のある広告物を取りまとめた報告書を作成し参加団体へ送付しました。

(※台風接近のためパトロールはセミナーとは別日に行いました。)

(4) 参加者

川崎市(建設緑政局路政課4名、多摩区道路公園センター2名)
 一般社団法人神奈川県広告美術協会 5名
 区役所通り登栄会商店街振興組合 1名
 中和ビル商店会 1名
 民家園通り商店会 5名

計18名



2 路上違反広告物市内一斉除却活動

(1) 活動内容

屋外広告物適正化旬間に合わせ、はり紙、はり札、立看板等の路上違反広告物を対象に、各区役所道路公園センターによる除却活動を実施しました。

(2) 除却実績

(単位枚)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	計
立看板	9	0	0	0	0	8	1	18
はり札	1	0	2	0	3	0	6	12
はり紙	7	0	0	2	0	0	0	9
計	17	0	2	2	3	8	7	39

3 さまざまな広報媒体による啓発

市政だより(8月21日号)、市ホームページ、川崎駅東西自由通路内河川情報表示板への掲出、本庁舎掲示板へのポスターの掲示、市内各商店会(207団体)への啓発チラシの送付等により、屋外広告物のルールや安全対策に関する啓発を行いました。

屋外広告物適正化キャンペーン

川崎市 KAWASAKI CITY

屋外広告物のルールを守り、安全・安心で美しい街なみ！

屋外広告物にはルールがあります。

良好な景観を形成し、風致を維持し、屋外広告物による危害を防止するため、市では「川崎市屋外広告物条例」を定めています。



屋外広告物は、原則として許可が必要です。

- 広告物の種類や地域に応じて大きさ、高さ、設置場所などの許可基準があります。
- 自己の店舗や事業所の敷地に自己の店名や営業内容などを表示する「自家広告物」は、一定の面積以内は許可が不要となる場合があります。

ルールに違反して広告物を表示・設置した場合、罰則の適用を受ける場合があります。




- ・雨風、落下のおそれがある広告物を設置してはいけません。
- ・電柱、街灯柱等には、はり紙、はり札、立看板等を表示することはできません。
- ・道路上に広告物を置くことはできません。
- ・許可基準に適合しない広告物を表示・設置することはできません。

詳しい内容は、川崎市建設緑政局道路管理部路政課屋外広告物係 Tel.044-200-2814 へお問い合わせください。

ホームページ 川崎市屋外広告物 検索 <http://www.city.kawasaki.jp/for/ashi/ashinaru/204-5-3-00-00-00.html>

9月1日～10日は『屋外広告物適正化旬間』、9月10日は『屋外広告物の日』です。

あなたの看板安全ですか？







屋外広告物は、風や雨、強い日差し等の厳しい自然環境により、知らず知らずのうちに、部材の腐食、ゆるみ、劣化が発生し、落下や剥離の危険が高まっているかもしれません。

- ！屋外広告物の設置者又は管理者は、良好な状態に保持しなければならない**重要義務**があります。
- ！事故が発生した場合、責任を問われる場合があります。
- ！看板落下事故は、会社やお店の信用を一撃で失うことになりかねません。

平成27年2月、北海道札幌市内で店舗ビルの看板の一部が落下し、歩行者を直撃して意識不明の重傷を負わせる事故が発生しました。

日常点検を行い、危険の兆候をチェックしましょう！

早発見が事故を防ぎます。
落下、破損等による事故の未然防止のため、定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう。

サビ	汚れ	ズレ・欠落	照明不点灯
鉄骨やボルトのサビは、 破損の第1歩！	サビがたれていたら、 内部が腐食しているかも！	裏面のズレや取付具の欠落は 落下の前触れ！	漏電の場合は 火災の危険も！
			

専門業者に相談しましょう！

早対応が費用を抑えます。
早めに処置すれば、サビを落とし保護材を塗布すれば済むものも、放っておくと取替えや大規模修繕により**多額の費用**がかかり、事故が発生した場合は**賠償責任**を問われる場合もあります。

- 日常点検で危険な兆候を見つけたら、信頼できる専門業者に相談しましょう。
- 点検をしたおかげは、事故のリスクが増加します。専門業者に依頼して、内部の構造まで詳細に点検し、補修や取替え等の対策を行いましょ。
- 風速5級以上の地震や大型台風の後には、専門業者に臨時点検の依頼をしましょう。

専門業者は、川崎市に屋外広告物の登録（届出）をしている業者を御活用ください。
登録（届出）業者は、ホームページでご覧いただけます。

川崎市屋外広告物業者登録制度 **検索** <http://www.city.kawasaki.jp/for/ashi/ashinaru/204-5-3-00-00-00.html>

川崎市建設緑政局道路管理部路政課屋外広告物係
川崎市川崎区駅前本町1-2-1 川崎駅前タワー・リパーク17階
Tel:044-200-2814 Fax:044-200-3978

川崎市 KAWASAKI CITY

川崎駅東西自由通路「河川情報表示版」

(8月31日～9月10日)

Colors, Future! 川崎市

川崎市 インフォメーション

9月1日～9月10日は **屋外広告物適正化旬間** です

あなたの看板安全ですか？

定期的な点検を行い、安全管理に努めましょう！

事故が発生した場合には、責任を問われることがあります！



【問合せ】建設緑政局 道路管理部 路政課
TEL:044(200)2814 FAX:044(200)3978

Colors, Future! 川崎市

川崎市 インフォメーション

屋外広告物適正化キャンペーン

屋外広告物のルールを守り安全・安心で美しい街なみ！



良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、条例で屋外広告物に一定のルールを定めています。